

信用保証対象外業種

保証対象外業種等	摘要	要
農業	<p>次の業種を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒茶、仕上茶の製造業 ・もやし栽培農業 ・蚕種製造業 ・蚕種製造請負業 ・菌床栽培方式きのこ生産業 ・苗床栽培方式のかいわれ大根製造業 ・人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業 ・家畜貸付業 ・園芸サービス業 ・蹄鉄修理業 <p>「競走馬生産牧場」又は「競走馬生産育成牧場(オーナーブリーダー)」であって、競走馬の生産から育成までを一貫して行っている場合は、出生以降の育成部門</p>	<p>製造加工設備を有するものに限る。</p>
林業	<p>次の業種を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材生産業及び素材生産サービス業 ・製造加工設備を有する製薪炭業、薪請負製造業、炭焼請負業及び炭貢焼業 	
狩猟業	全業種	
漁業	全業種	
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。	
金融業、保険業	一部金融業(詳細はこちら)、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。	
卸売業、小売業(飲食業を除く。)、浴場業、娯楽業、物品販貸業、宿泊業及びインターネット附随サービス業等のうち右に該当するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業	
飲食業のうち右に該当するもの	風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるもの。	
サービス業のうち右に該当するもの	取立業(公共料金又はこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。)	
学校	学校法人が経営するもの。	
宗教、政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体(NPO法人を除く。)、LLP(有限責任事業組合)		